

別表「広瀬川河畔景観形成重点地区景観形成助成金交付基準」

対象経費	基準	助成対象範囲
①建築物の新築・増築・改築・移転または修繕若しくは模様替えに係る経費のうち外観（外壁、屋根）に係る経費	外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）を当該部分の1/2以上使用するもの	地区内全て
	当該壁面の1/2以上を緑化するもの	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分
②ショーウインドウ又は格子状シャッターの設置工事に係る経費	夜間に灯りの漏れるデザインのもので、夜10時まで点灯するもの（光源の点滅は不可）	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する1階部分
③屋外建築設備（屋外設備機器・ゴミ集積所、サービスヤード等）の隠ぺい等に係る経費	目隠し壁（※1）等の設置で、外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分
	隠ぺいを目的とした樹木（※2）を植栽するもの	
④門、かき、柵、塀又は擁壁等の新設、増設、修繕等に係る経費	外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	地区内全て
	生垣とするもの	
⑤立体（機械式）駐車場、立体（機械式）駐輪場、平面駐車場、資材置き場等の隠ぺい等に係る経費（④と重複できない）	目隠し壁（※1）等の設置で、外観の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ、塗り壁）またはそれに類似する風合いの素材を使用するもの	広瀬川及び河畔緑地または地区内の道路に面する部分
	隠ぺいを目的とした樹木（※2）を植栽するもの	
⑥平面駐車場の路面の整備に係る工事費のうち外観に係る経費	地被植物または植生ブロック等による路面緑化を当該駐車場平面の2/3以上行うもの	地区内全て
	路面の仕上げ材に自然素材（木、石、レンガ）またはそれに類似する風合いの素材を当該駐車場平面の2/3以上に使用するもの	
⑦屋外広告物の改修工事に係る経費	本重点地区指定以前から設置されている屋外広告物（※3）で、重点地区指定後に既存不適格となった屋外広告物の改修または除却を行うもの	地区内全て
⑧その他、景観形成に寄与すると市長が認める行為に係る経費		地区内全て

※1 格子状・ルーバー状・スリット状のフェンスまたはそれらに類するものにあつては、可視透過率50%程度以下であること。

※2 植栽時の樹高は1.5m以上であること。（樹木の維持管理に係る経費は助成対象外）

※3 前橋市屋外広告物条例の規定による許可が必要なものにあつては、許可を受けているものであること。

※4 解体・撤去に係る費用について、修景行為に係る整備を行うにあたり不可分で必要と認められる場合に限り、経費の対象とする。